

令和元年度 定例監査の結果に基づく措置状況

1 知事

(1) 本庁

番号	機 関 名	ページ
1	危機管理監	1
2	総務局	1～3
3	地域政策局	4
4	環境県民局	5
5	健康福祉局	6
6	商工労働局	6
7	土木建築局	7～9

(2) 地方機関

番号	機 関 名	所管部局	ページ
8	西部総務事務所	総 務 局	10
9	西部県税事務所		11
10	東部厚生環境事務所・東部保健所	健康福祉局	11
11	県立三次看護専門学校		12
12	県立三次高等技術専門学校	商工労働局	13
13	西部農業技術指導所	農林水産局	13
14	東部農業技術指導所		14
15	県立農業技術大学校		15～16
16	西部建設事務所	土木建築局	17～21
17	東部建設事務所		21
18	広島港湾振興事務所		22

(3) 財政的援助団体

番号	機 関 名	所管部局	ページ
19	公益財団法人ひろしま国際センター	地域政策局	22～23
20	一般財団法人中央森林公園協会	環境県民局	23～25
21	社会福祉法人広島県福祉事業団	健康福祉局	25～26
22	医療法人財団竹政会		27
23	社会福祉法人広島県視覚障害者団体連合会		27～29
24	一般社団法人広島県畜産協会	農林水産局	29～30
25	広島県道路公社	土木建築局	31
26	株式会社ひろしま港湾管理センター		31

2 企業局

地方機関

番号	機 関 名	ページ
1	広島水道事務所	32

3 病院事業局

地方機関

番号	機 関 名	ページ
1	県立広島病院	33～35

4 教育委員会

(1) 本庁

番号	機 関 名	ページ
1	教育委員会事務局	36～38

(2) 地方機関

番号	機 関 名	ページ
2	県立呉宮原高等学校	38
3	県立大竹高等学校	39
4	県立大柿高等学校	39
5	県立吉田高等学校	40
6	県立日彰館高等学校	41
7	県立河内高等学校	42～43
8	県立安西高等学校	43
9	県立広島商業高等学校	44
10	県立尾道特別支援学校	44
11	県立西条特別支援学校	45～46

5 公安委員会

地方機関

番号	機 関 名	ページ
1	広島東警察署	46～47
2	福山東警察署	48
3	三原警察署	48

【知事】

1 危機管理監 (監査年月日：令和元年7月25日)

令和元年度 監査結果 (改善を求める事項)	
【委託契約における事務処理について】 次に掲げる委託業務は、県が作成した教材等について、小学校、中学校、高等学校等の配送先に応じ、必要な量の仕分け・梱包作業を行い配送するものであるが、配送先及び教材等の種類・数量を除き同一の仕様であるにもかかわらず、合理的な理由なく2件に分割して発注し、予定価格が100万円を超えないことを理由として随意契約を行っていた。 委託契約の事務処理については、競争入札の実施により、契約の経済性、公平性、競争性及び透明性の確保に努める必要がある。(減災対策推進担当)	
業務名	広島県「みんなで減災」一斉教室に係る教材の仕分配送業務(その1)(平成31年度) 広島県「みんなで減災」一斉教室に係る教材の仕分配送業務(その2)(平成31年度)
措置の内容	
このたびの監査結果において指摘されたことを踏まえ、今後は、委託契約における事務処理の適正化を徹底し、公平性、競争性及び透明性の確保に努める。 なお、今回、指摘のあった業務の令和2年度の対応については、一般競争入札を実施した。	

2 総務局 (監査年月日：令和元年8月8日)

令和元年度 監査結果 (指摘事項)	
【ア 貸付財産の管理について】 次の貸付財産について、貸付けの手続きは行われているが、貸付台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。(福利課)	
財産	第一食堂(本館地下1階)(建物526.71㎡) 東館食堂(東館8階)(建物236.47㎡) 売店(本館地下1階)(建物11.75㎡)
根拠	広島県公有財産管理規則第61条、第64条
措置の内容	
【原因】 財産管理課へ当該貸付に係る契約締結の合議はしていたが、財産台帳への登録が必要なことや、そのために財産管理課へ登録依頼が必要なことを認識していなかったため。	
【措置内容】 貸付財産に係る貸付台帳への登録手順を確認し、令和元年8月1日に財産管理課へ貸付台帳の登録を依頼し、同年8月7日に財産管理課にて貸付台帳を作成した。 また再発防止のため、指摘事項を所属内で共有するとともに、担当者間での引継ぎを適切に行うため、令和元年8月23日財産管理課長通知「県庁舎の土地又は建物を活用した行政財産の貸付に係る事務手続きについて」の内容を引継書に加え、財産管理課と十分な連携を図りながら適正な事務処理の継続実施に取り組む。	

令和元年度 監査結果（指摘事項）

【イ 委託契約における事務処理について】

以下の委託契約において（ア）及び（イ）のとおり不備があった。適正な事務処理に努められたい。

（ア）消火器の種類・数量を誤って特記仕様書を作成していた。（財産管理課）

業 務 名	消防用設備等保守点検委託（平成 29 年度～令和元年度）
-------	------------------------------

措 置 の 内 容

【原因】

委託契約の事務処理について、特記仕様書作成の際の機器の数量確認や、業務履行後の確認が不十分であった。

【措置内容】

特記仕様書を確認し受注者と協議の上、特記仕様書を修正し変更契約を行った。

今後は営繕課と協議しながら適正な特記仕様書及び設計書の作成に努めるとともに、契約後の履行確認を確実に行う。

令和元年度 監査結果（指摘事項）

（イ） a 及び b のとおり不適正な事務処理が行われていた。（財産管理課）

業 務 名	広島県庁舎耐震改修工事に伴う庁外及び庁内への物品運搬等業務
-------	-------------------------------

a 特定調達契約において公示すべき落札者について、落札を決定した日の翌日から起算して 72 日以内に、県報に掲載されていなかった。

根 拠	広島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 10 条 一般競争入札事務処理要領 15 ク
-----	--

措 置 の 内 容

【原因】

特定調達契約において、落札を決定した日の翌日から起算して 72 日以内に落札者を県報に掲載しなければならないことについて、担当職員の認識が不足していた。

【措置内容】

○事後の県報掲載

期日後であるが、県報に掲載した。

（号外 第 94 号 令和元年 12 月 2 日（月））

○事務処理手順・進行管理の徹底

事務処理手順の徹底を行うとともに、担当職員と副担当者でスケジュールを確認し、担当グループ全体で適切な処理を行うようフォローすることとした。

令和元年度 監査結果（指摘事項）

b 受託者から提出された完了通知書を受理してから 10 日以内に検査を行う必要があるが、検査が行われていなかった。

根 拠	政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 5 条第 1 項 業務委託契約約款第 30 条第 2 項
-----	---

措 置 の 内 容

【原因】

委託業者から提出された完了通知書の内容に不備があり、再提出を求めているが、期限を定めただけで再提出を要請していなかったため、委託業者の修正提出が遅れたことに伴い、完了検査が遅れてしまった。

【措置内容】

業務完了後、直ちに完了通知書の提出を求めるとともに、同通知書に修正等があった場合、同通知を受理してから 10 日以内に検査を行う必要があることを委託業者と双方で認識を共有した上で、速やかな対応を求めることとした。

令和元年度 監査結果（指摘事項）

【ウ 低入札価格調査制度を適用した入札における事務処理について】

低入札価格調査制度を適用した入札において、低価格入札があった場合には、当該入札を行った者に対し、他入札への参加禁止措置の対象となる旨の契約締結の意思確認を行った上で、落札決定を行うことになっているが、次の業務については、十分な意思確認を行わず、その結果、最終的には契約を解除せざるを得なかった。この意思確認は、契約の適切な履行を図るための重要な事項であることから、確実にを行う必要がある。適正な事務処理に努められたい。（財産管理課）

業 務 名	平成31・32・33年度広島県庁舎建物保全業務
根 拠	低入札価格調査制度事務処理要領 11 他入札への参加禁止措置 委託・役務業務契約事務の手引 低入札価格調査制度 3（2）キ 低価格入札者と契約する場合の取扱い

措 置 の 内 容

【原因】

低入札価格調査制度を適用した入札の事務手続に対する理解が不十分であった。

【措置内容】

低入札価格調査制度事務処理要領等の内容を再確認し、その内容を担当者だけでなく、組織で共有する。今後低入札調査制度を適用した入札・契約を行う際には、要領等の根拠に則した適切な契約を行う。

令和元年度 監査結果（改善を求める事項）

【設計積算基準の見直しについて】

施設の維持管理に関する委託業務のうち、消防用設備保守点検業務については、設計金額の 2～3 割の落札率になっているものが多く見受けられた。こうした実態を踏まえ、市場価格とあまりに乖離した設計積算基準の見直しを行うなど、契約の適正化に向けた見直しを行う必要がある。（財産管理課）

措 置 の 内 容

市場価格をより反映させるため、令和 3 年度からは、国の機関を中心に採用されている「国土交通省大臣官房官庁営繕部」が監修している積算基準の採用への見直しを行うこととしている。

3 地域政策局（監査年月日：令和元年8月7日）

令和元年度 監査結果（改善を求める事項）					
<p>【委託契約における事務処理について】 次に掲げる委託業務は、一連の業務であるが、合理的な理由なく2件に分割して発注し、予定価格が100万円を超えないことを理由として随意契約を行っていた。 委託契約の事務処理については、競争入札の実施により、契約の経済性、公平性、競争性及び透明性の確保に努める必要がある。（スポーツ推進課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツコミッション設置に向けた有識者ヒアリングの調整・取りまとめ <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">業務名</td> <td>スポーツコミッション設置に向けた有識者ヒアリング支援業務委託（平成30年度） スポーツコミッション設置に向けた企画・調査業務委託（平成30年度）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツコミッション設置に向けた基礎調査の実施・取りまとめ <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">業務名</td> <td>スポーツコミッション設置に向けた基礎調査業務委託（平成30年度） スポーツコミッション設置に向けた基礎調査とりまとめ業務委託（平成30年度）</td> </tr> </table>		業務名	スポーツコミッション設置に向けた有識者ヒアリング支援業務委託（平成30年度） スポーツコミッション設置に向けた企画・調査業務委託（平成30年度）	業務名	スポーツコミッション設置に向けた基礎調査業務委託（平成30年度） スポーツコミッション設置に向けた基礎調査とりまとめ業務委託（平成30年度）
業務名	スポーツコミッション設置に向けた有識者ヒアリング支援業務委託（平成30年度） スポーツコミッション設置に向けた企画・調査業務委託（平成30年度）				
業務名	スポーツコミッション設置に向けた基礎調査業務委託（平成30年度） スポーツコミッション設置に向けた基礎調査とりまとめ業務委託（平成30年度）				
措 置 の 内 容					
<p>【原因】 それぞれ別の目的をもつ業務として発注した委託業務について、随意契約締結理由の説明が十分でなかったため、疑義が生じてしまった。</p> <p>【措置内容】 昨年実施された監査結果において、委託契約における事務処理について指摘されたところであり、今後については、「委託・役務業務契約事務の手引」の内容等を踏まえて、県民に疑念を生じさせることのない委託契約事務を行うこととしている。</p>					

4 環境県民局 (監査年月日：令和元年7月30日)

令和元年度 監査結果 (指摘事項)					
<p>【ア 財産の管理について】 次の財産について、平成30年10月1日に権利を喪失したにもかかわらず、財産台帳に異動の記載がされておらず、財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。(人権男女共同参画課)</p> <table border="1"> <tr> <td>財 産</td> <td>広島県女性総合センター (土地 1,528.21 m², 建物 5,798.11 m²)</td> </tr> <tr> <td>根 拠</td> <td>広島県公有財産管理規則第54条, 第62条</td> </tr> </table>		財 産	広島県女性総合センター (土地 1,528.21 m ² , 建物 5,798.11 m ²)	根 拠	広島県公有財産管理規則第54条, 第62条
財 産	広島県女性総合センター (土地 1,528.21 m ² , 建物 5,798.11 m ²)				
根 拠	広島県公有財産管理規則第54条, 第62条				
措 置 の 内 容					
<p>【原因】 財務会計システム上の財産台帳への異動の入力手続を失念していた。</p> <p>【措置内容】 令和元年7月12日に台帳に財産の異動の記載を完了した。 今後の再発防止策として、定例的に毎年度末に財産台帳の確認を行い、権利の喪失等が発生した場合は適正な事務処理を行う運用とした。 なお、引継ぎ漏れ等が生じないように所属内で相互チェックを行うこととした。</p>					

令和元年度 監査結果 (指摘事項)					
<p>【イ 財産の貸付について】 次の貸付財産について、貸付の手続は行われているが、貸付台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかった。また、貸付に伴う必要経費について、雑収として徴収すべきところ、誤って、建物貸付料として徴収していた。適正な事務処理に努められたい。(人権男女共同参画課)</p> <table border="1"> <tr> <td>財 産</td> <td>県民文化センター6階 団体活動交流センター (建物 308.72 m²)</td> </tr> <tr> <td>根 拠</td> <td>広島県公有財産管理規則第61条, 第64条</td> </tr> </table>		財 産	県民文化センター6階 団体活動交流センター (建物 308.72 m ²)	根 拠	広島県公有財産管理規則第61条, 第64条
財 産	県民文化センター6階 団体活動交流センター (建物 308.72 m ²)				
根 拠	広島県公有財産管理規則第61条, 第64条				
措 置 の 内 容					
<p>【原因】 財務会計システム上の貸付台帳への入力手続を失念していた。 また雑収の一部を貸付料に含めて徴収していた。</p> <p>【措置内容】 令和元年9月19日に貸付台帳登録を完了した。なお、今回の指摘を受けてからの運用として、貸付から貸付料と雑収を分けて徴収するよう改善した。 再発防止策として、貸付台帳の更新についても作業漏れ等が無いように、定例的に毎年度末に台帳の状況を確認するとともに、引継ぎ漏れ等が生じないように所属内で相互チェックを行うこととした。</p>					

5 健康福祉局 (監査年月日：令和元年8月1日)

令和元年度 監査結果 (指摘事項)	
<p>【管理委任物品の管理について】 次の管理委任物品について、管理委任したことを備品出納簿に記録していなかった。適正な事務処理に努められたい。(がん対策課)</p>	
物 品	X線装置 外8件
根 拠	広島県物品管理規則第41条
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 広島がん高精度放射線治療センター開設後の平成28年度に追加購入された備品3件と、開設時に購入された備品のうち2つ以上の備品が一式で登録されていたものを平成29年度に分割登録し新たに登録された備品6件が該当している。 いずれについても、当時の担当者が、指定管理者に備品の管理を行わせる際の管理委任の必要性を認識しておらず、備品出納簿への記録が漏れていた。</p> <p>【措置内容】 指摘を踏まえ、該当する備品については、備品出納簿への記録を行い、所属内で当該事務処理の必要性を共有し、組織全体でのチェック体制を強化した。</p>	

6 商工労働局 (監査年月日：令和元年7月29日)

令和元年度 監査結果 (改善を求める事項)	
<p>【工事請負契約の事務処理について】 次の工事請負契約については、一般競争入札での落札が見込めないとして随意契約を締結しているが、随意契約とした理由が明確とは言い難く、また、複数の者から見積書を徴取することもしていない。随意契約を行う場合は、その理由が明確で、県民からの納得が得られる理由に基づくものであるか否かを十分検証する必要がある。(職業能力開発課)</p>	
工事名	広島高等技術専門学校塗装ブース交換工事(平成30年度)
措 置 の 内 容	
<p>今後の工事請負契約において、随意契約を行う場合は、地方自治法施行令第167条の2、広島県契約規則第4章に基づき、適切な契約方法により執行することとする。</p>	

7 土木建築局 (監査年月日：令和元年8月2日)

令和元年度 監査結果 (指摘事項)	
【ア 財産の使用許可について】	
次の財産について、使用許可の手続は行われているが、使用許可台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。(空港振興課)	
財 産	土地 (広島ヘリポート 上水道管等)
	建物 (広島ヘリポート 書庫) 外3件
根 拠	広島県公有財産管理規則第61条, 第64条
措 置 の 内 容	
【原因】	
財務会計システムの財産登録にて入力を行い、仮登録までは行われていたものの、使用許可の決裁後、財産登録にて本登録が行われていなかった。	
本登録を行うことにより使用許可台帳による記録管理、財産管理課への報告が行われることとなっていたが、これが実施されていなかったものである。	
【措置内容】	
指摘のあったものについては、本登録を行った。これにより、使用許可台帳による記録管理及び財産管理課への報告が実施された。	
令和2年度以降に実施される財産の使用許可について、同様の事案が生じないように、本登録の実施を行っている。	

令和元年度 監査結果 (指摘事項)	
【イ 借受財産の管理について】	
次の財産について、借受の手続は行われているが、借受台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。(空港振興課)	
財 産	土地 (広島西飛行場航空障害灯用地)
根 拠	広島県公有財産管理規則第61条, 第64条
措 置 の 内 容	
【原因】	
広島空港から広島西飛行場に障害灯の所有が移管された時点から、その設置個所の土地を借り受けているが、この時点から借受けの際の台帳への記載、財産管理課への報告を失念していた。	
【措置内容】	
指摘のあったものについては、借受けの登録を行った。これにより、使用許可台帳による記録管理及び財産管理課への報告が実施された。	
令和2年度以降分の借受けについて、同様の事案が生じないように、本登録の実施が行われるよう注意を払い事業実施を行っている。	

令和元年度 監査結果（改善を求める事項）

【ア 海田大橋回数通行券の管理について】

払戻し手続により提出された未使用の海田大橋回数通行券について、消印等の処理を行わず、かつ保管庫に施錠せず保管していた。適正な事務処理に努める必要がある。（港湾振興課）

措 置 の 内 容

払戻し手続により提出された未使用の海田大橋回数通行券については、受領後、速やかに収受印を押印し、支出関係書類と一緒に保管することとした。

令和元年度 監査結果（改善を求める事項）

【イ 補助金における事務処理について】

次の補助金交付事務において、（ア）（イ）のとおり、不備があった。適正な事務処理に努める必要がある。（港湾振興課）

補助金名	港湾振興事業補助金（平成30年度）
------	-------------------

（ア）昭和49年に補助金交付要綱を制定して以降、改正等が行われておらず、補助対象事業に、既に実施されていない事業が記載されているとともに、要綱で定めた別記様式のひな型が不明となっていた。また、簡易マニュアル及びチェックリストが作成されていなかった。要綱は適宜適切に見直しを行うとともに、簡易マニュアル等を整備し、補助金の適正な執行に努める必要がある。

措 置 の 内 容

港湾振興事業補助金交付要綱について、必要な修正を行い、この修正において、別記様式を定めるとともに、令和2年3月27日付けで施行した。

あわせて、簡易マニュアル等を整備し、補助金の適正な執行が行える環境を整えた。

令和元年度 監査結果（改善を求める事項）

（イ）事業に要する経費に対する補助金であるにもかかわらず、補助金の一部が、法人会計（管理費）の収益として計上されていた。補助金交付に際しては、交付団体から提出された書類等について、交付が妥当なものであるか内容を十分に審査し、補助金の適正な執行に努める必要がある。

措 置 の 内 容

交付団体から提出された書類等の内容が十分審査できるよう、簡易マニュアルを整備した。

また、交付団体に対しては、現在、提出されている財務資料は任意様式であり、補助事業等が適正に執行されているかを確認しづらいため、交付が妥当なものであるか確認できる項目を記載した様式を作成し、従来の財務資料に加えて、追加で提出するよう書面で指導した。

併せて、現在、管理費に計上されているものの内容を精査し、事業の目的のために要する費用を適正に事業費として計上するよう指導した。

令和元年度 監査結果（改善を求める事項）

【ウ 港湾特別整備事業費特別会計に係る財務書類等の公表について】

港湾特別整備事業費特別会計については、港湾機能施設整備事業を含む特別会計全体の貸借対照表及び行政コスト計算書を試算し、公表している。

同特別会計には地方公営企業法の適用はないものの、経営状況の一層の透明化を図るため、地方公会計の統一的な基準によって、特別会計全体の財務書類を作成し、公表する必要がある。（土木建築総務課，港湾振興課）

措 置 の 内 容

港湾特別会計については、地方公営企業法（以下「法」という。）の非適用事業であるものの、臨海土地造成事業の部分について、法の適用を受ける企業局の土地造成事業と同様の会計基準により試算を行い、今後の収支見通しと併せて、令和2年2月の建設委員会において、説明したところである。

引き続き、一層の分譲促進に取り組むなど県民負担の最小化に努めるとともに、臨海土地造成事業の経営状況について、丁寧に説明していく。

港湾機能施設整備事業の財務書類等についても、新型コロナウイルス感染症拡大による収支の影響を見定めた上で、一定の条件で試算し、令和2年度中に公表することを検討しており、会計全体の経営状況の一層の透明化を図りたいと考えている。

8 西部総務事務所（監査年月日：令和元年11月14日）

令和元年度 監査結果（指摘事項）	
<p>【ア 物品の管理について】 次の物品（西部農林水事務所呉農林事業所管理分）について、備品出納簿の取得区分や相手方を誤っていた。適正な事務処理に努められたい。（西部総務事務所呉支所）</p>	
品名	絵画
根拠	広島県物品管理規則第41条
措置の内容	
<p>【原因】 美術品台帳の「寄附者、購入先または借受先の住所及び氏名」欄には「下蒲刈町長(竹内氏) 寄贈」と表記されていたものの、備品出納簿には、他の美術品と同様に所有関係不明な美術品として、取得区分「借受」、相手方「不明」で登録していた。</p> <p>【措置内容】 備品出納簿の取得区分及び相手方について、美術品台帳にあわせ、「寄付」、「竹内博之(旧下蒲刈町長)」にそれぞれ修正した。 再発防止対策として、各事業事務所と連携を密にし相互に年度当初の備品台帳の点検を行うこととする。</p>	

令和元年度 監査結果（指摘事項）	
<p>【イ 貸付物品の管理について】 次の貸付物品（西部建設事務所呉支所貸付分）について、備品出納簿に貸付期間の終期が登録されておらず、また相手方が合併前の旧町名のままになっていた。適正な事務処理に努められたい。（西部総務事務所呉支所）</p>	
品名	風速計 外2件
根拠	広島県物品管理規則第41条
措置の内容	
<p>【原因】 雨量計、風速計とも、備品出納簿の貸付終期を誤って空欄のまま登録しており、貸付先の倉橋町及び下蒲刈町が呉市に吸収合併された後も貸付の相手方の名称を修正していなかった。</p> <p>【措置内容】 旧倉橋町に貸し付けている雨量計及び風速計、旧下蒲刈町に貸し付けている雨量計とも、現在使用していないため、返却後不用処分することで呉市と協議中である。 再発防止対策として、各事業事務所と連携を密にし相互に年度当初の備品台帳の点検を行うこととする。</p>	

9 西部県税事務所（監査年月日：令和元年11月14日）

令和元年度 監査結果（改善を求める事項）
<p>【個人の県民税に係る徴収取扱費について】 市町から提出された個人の県民税徴収取扱費交付計算書において、文書の收受手続きが遅延していた。市町への交付金の交付日に影響する可能性があることから、適正な執行に努める必要がある。（西部県税事務所）</p>
措置の内容
<p>【原因】 県の収入支出計画に基づき予定していた交付日に対し、市町から提出された個人の県民税徴収取扱費交付計算書の提出日が条例の規定である交付期限30日以内に収まらない場合について、收受日を調整するという不適切な事務処理を行っていたこと。</p> <p>【措置内容】 改善を求められた日以降の事務処理において、担当職員に対する事務指導を徹底するとともに管理職員による確認を適切に行うことにより、市町から提出される個人の県民税徴収取扱費交付計算書の適正な收受を行い、条例の規定どおり期限内の交付事務処理を行っている。</p>

10 東部厚生環境事務所・東部保健所（監査年月日：令和元年10月21日）

令和元年度 監査結果（改善を求める事項）		
<p>【委託契約における事務処理について】 次の委託契約において、受注業者から、請求額空欄の記名押印されている請求書を事前に預かり、業務履行後、当該業者から別途提出された請求書の内容を事前に預かった請求書に転記していた。業者から提出された適正な請求書により支払手続を行うよう改める必要がある。（東部厚生環境事務所福山支所）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">契 約 名</td> <td style="padding: 5px;">試験検査器材洗浄業務（平成30年度）</td> </tr> </table>	契 約 名	試験検査器材洗浄業務（平成30年度）
契 約 名	試験検査器材洗浄業務（平成30年度）	
措置の内容		
<p>【原因】 受注業者から提出された請求書は、業者の定型様式であったが、県の支出事務に必須となる、代表者氏名及び押印がないものであった。本来は、必要な事項が記載等された請求書様式への変更を業者に指導するべきであったが、担当者は、早く支出事務を終わらせるための効率性のみを考えて、今回の行為を行っていた。</p> <p>【措置内容】 必要な事項が記載されている様式により業者が請求書を作成し、提出するものであることなどの、委託契約の適切な事務処理方法を所属内で確認するとともに、事務処理の誤りを防ぐため複数名でチェックを行うこととした。 また、委託契約時に、県の支出事務に必要な事項が記載された請求書様式を業者に参考として交付し、その様式に準じて請求を行うよう指導した。</p>		

11 県立三次看護専門学校 (監査年月日：令和元年6月13日)

令和元年度 監査結果 (指摘事項)	
<p>【ア 委託契約における事務処理について】 次の委託契約において、自動火災報知機設備の数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。</p>	
契約名	施設管理業務 (平成30年度～令和2年度)
措置の内容	
<p>【原因】 施設管理業務については、3年間の長期契約を締結しており、前回(平成27年度～29年度)契約以前から建物図面をもとに特記仕様書を作成していた。今回の契約にあたり、前回の例にならい、数量を誤ったままの仕様となっていた。</p> <p>【措置内容】 今回の指摘を受けて、改めて委託業者とともに数量点検を実施したところ、建物図面と設備数量に齟齬があることが判明したため、確認した数量による仕様書を作成し、委託契約の変更を行った。 また、今後の手続においては、消防署への自動火災報知設備設置届出内容と実際の数量を確認したうえで仕様書を作成し、契約を締結するよう改める。</p>	

令和元年度 監査結果 (指摘事項)	
<p>【イ 賃貸借契約における事務処理について】 次の賃貸借契約において、貸切バス等の運送契約に係る予定賃借料が、公示に基づき算定される下限額を下回っていた。適正な事務処理に努められたい。</p>	
契約名	病院実習に係る移送バス等の借上業務 (平成31年度)
根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公示 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について (平成26年3月27日中国運輸局公示第122号) ・ 公示 一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)の自動認可運賃等について (平成27年10月29日中国運輸局公示第67号) ・ 輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン (平成28年12月20日国土交通省自動車局)
措置の内容	
<p>【原因】 貸切バスに係る関係通知について、十分に理解することなく事務を進めていたため。</p> <p>【措置内容】 監督官庁に關係通知の内容を確認しつつ、現年度(令和元年度)契約を変更して是正するとともに、令和2年度契約において關係通知に即して入札を執行した。</p>	

12 県立三次高等技術専門校 (監査年月日：令和元年6月6日)

令和元年度 監査結果 (指摘事項)	
<p>【委託契約における事務処理について】 次の委託契約において、消火器の数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。</p>	
契約名	消防用設備等保守点検業務 (平成30年度～令和2年度)
措置の内容	
<p>【原因】 特記仕様書作成の際、担当者が消火器の現物確認を怠り、過去の書類から数量を算出したため。</p> <p>【措置内容】 再発防止のため、課員全員に今回の指摘事項を周知し、業務引継書に記載した。今後は、施設管理担当職員に施設管理業務研修を受講させ、その内容を課内で共有して適正な事務処理に努める。 当該契約については、改めて消火器の現物確認を行い、変更契約を締結した。</p>	

13 西部農業技術指導所 (監査年月日：令和元年11月21日)

令和元年度 監査結果 (指摘事項)	
<p>【郵便切手類出納簿の記載について】 郵便切手類出納簿の記載について、フェリー券の使用・購入状況の記録が漏れていた。適正な事務処理に努められたい。</p>	
根拠	広島県物品管理規則第41条
措置の内容	
<p>【原因】 フェリー券の購入、使用の際、現物の数量確認と補助簿及び出納簿への記載の確認が不十分であった。</p> <p>【措置内容】 フェリー券を含む郵便切手類の購入、使用の際は使用職員に加えて総務担当職員が現物の数量確認と、補助簿、受払簿及び出納簿への記入数量を確認し、正確な記載を徹底した。</p>	

14 東部農業技術指導所 (監査年月日：令和元年 11 月 21 日)

令和元年度 監査結果 (指摘事項)	
<p>【毒物及び劇物の管理について】 毒物及び劇物を保管する場所は、その他の物を保管する場所と明確に区分された毒物及び劇物専用のものとする必要があるが、その他の物と混在して保管されていた。適正な管理に努められたい。</p>	
根 拠	毒物及び劇物の保管管理について (昭和52年 3 月 26 日薬発第313号厚生省薬務課長通知) 1
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 毒物及び劇物を保管する毒劇保管冷蔵庫及び毒劇保管棚の容量が小さいため、混在保管となっていた。</p>	
<p>【措置内容】</p> <p>(1) 毒劇保管冷蔵庫 冷蔵庫の内を、プラスチック板で仕切り左半分には、毒劇物のみ置く。 毒劇物は、こぼれないようトレイ内へ保管し、トレイに「毒物・劇物」のシールを貼る。</p> <p>(2) 毒劇保管棚 棚の左半分には、毒劇物のみ置く。 毒劇物は、こぼれないようトレイ内へ保管し、トレイに「毒物・劇物」のシールを貼る。 ほとんど使われない試薬 (毒劇でない) は、別の棚へ移動</p>	

15 県立農業技術大学校 (監査年月日：令和元年6月7日)

令和元年度 監査結果 (指摘事項)	
<p>【ア 委託契約における事務処理について】 (ア) 次の委託契約において、契約書に特記仕様書が編綴されていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
契約名	平成30年度広島県立農業技術大学校講義委託業務
措置の内容	
<p>【原因】 業務内容の特殊性から、毎年度1社での随意契約としており、見積りの段階で、業務内容を記した書面を渡して内容の確認をしていたことから、契約書に特記仕様書を編綴しなければいけないという認識が不足していた。</p>	
<p>【措置内容】 委託契約について、所属内で制度を再確認し、適正な事務処理を行っていく。 令和元年度の契約についても同様に特記仕様書を編綴していなかったが、変更契約時に特記仕様書を編綴した。</p>	

令和元年度 監査結果 (指摘事項)	
<p>(イ) 次の委託契約において、誘導灯の数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。</p>	
契約名	広島県立農業技術大学校庁舎管理等業務委託 (平成28年度～平成30年度)
措置の内容	
<p>【原因】 前委託契約 (平成25年～平成27年度) を参考にしていたため、変更箇所等のチェックが充分ではなかったことによる。</p>	
<p>【措置内容】 特記仕様書作成時に、現場との確認作業を必須とし、複数の職員でのチェック体制を強化する。 現契約分については、再度確認作業を行い、正しい数量となるよう変更契約を行った。</p>	

令和元年度 監査結果（指摘事項）

【イ 学校評価結果の公表について】

県立農業技術高等学校は、学校教育法に定める専修学校であり、教育活動その他の学校運営の状況について、自己評価の実施及び結果の公表が義務付けられているが、このうち結果の公表を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	学校教育法第42条及び第133条並びに学校教育法施行規則第66条及び第189条
-----	---

措 置 の 内 容

【原因】

学校評価結果の公表についての認識が不十分であったため、平成 29 年度及び平成 30 年度の自己評価結果についての公表を失念していた。

【措置内容】

平成 29 年度及び平成 30 年度の自己評価結果を、令和元年 8 月 29 日から、県のホームページに公表した。ホームページ公表のチェック表を作成し、チェック体制を強化した。

令和元年度 監査結果（指摘事項）

【ウ 行政文書の適正管理について】

次の賃借契約について、保存年限が満了していない関係起案文書が所在不明となっていた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	物品等の賃貸借契約（トラクター）（平成23年9月1日～平成30年8月1日）
根 拠	広島県文書等管理規則第8条

措 置 の 内 容

【原因】

物品の賃貸借契約年度（平成 23 年度）の書類として文書整理箱で保管していたが、賃貸借契約が完了する前に、誤って廃棄したと思われる。

文書管理に対する認識が充分ではなかった。

【措置内容】

契約期間が満了するまでは、関係書類について書庫で保管せず、執務内での保管とするよう徹底する。

今後は広島県文書等管理規則を順守し、廃棄処分等の時にはチェック体制を強化し、適切な文書管理に努める。

16 西部建設事務所（監査年月日：令和元年 11 月 14 日）

令和元年度 監査結果（指摘事項）	
<p>【ア 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく手続について】 次の工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、あらかじめ、または、対象建設工事となることが判明した時点で速やかに、市長に対し建設工事の通知を行うべきところ、これが行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（西部建設事務所東広島支所）</p>	
契約名	二級河川三津大川水系三津大川 河川災害復旧工事（平成 30 年度～令和元年度）
根拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第 11 条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第 8 条第 1 項第 2 号
措置の内容	
<p>【原因】 工事契約内容の変更により建設リサイクル法の手続が必要であったが、一般監督員が提出を失念し、また、主任、総括監督員も未提出であることを確認できていなかった。</p> <p>【措置内容】 手続の要否を複数人が確認できるよう、設計書審査時に使用するチェックシートを改修し、事務処理を改善するとともに、再度、建設リサイクル法の意識づけを周知徹底した。</p>	

令和元年度 監査結果（指摘事項）	
<p>【イ 行政文書の適正管理について】 次の貸付物品について、契約書が存在不明であった。適正な事務処理に努められたい。（西部建設事務所呉支所）</p>	
品名	風速計 外 1 件
根拠	広島県文書等管理規則第 8 条
措置の内容	
<p>【原因】 平成 11 年 12 月 7 日の物品検査において、貸付契約書の原本が無いとの指摘を受けた。旧倉橋町に貸し付けた風速計、雨量計は、当時使用していなかったことから、あらためての使用貸借契約書の締結は行わず、返却の手続を進めることとしていたが、撤去予算等の課題により未実施のまま現在に至っている。</p> <p>【措置内容】 文書を廃棄する場合には、保存年限の確認を徹底する。</p>	

令和元年度 監査結果（指摘事項）

【ウ 郵便切手等の管理について】

郵便切手類のうち、レターパックについて、備え付けの金庫へ保管する等、亡失又はき損を防止するための特段の措置が講じられていなかった。適正な管理に努められたい。（西部建設事務所）

根拠	広島県物品管理規則第15条
----	---------------

措置の内容

【原因】

金庫内に入りきらないレターパックを箱に詰め、他の物品とともに施錠可能な倉庫に入れていた。倉庫は常に施錠し、鍵については金庫と同じ取扱いをしていれば、レターパックを他の物品と一緒に倉庫内に保管していても金庫内に保管しているものとみなされると認識を誤っていた。

【措置内容】

レターパック専用の鍵付き保管庫を購入し、施錠可能な倉庫内に設置した。保管庫の扉は常時施錠し、必要な時に建設総務課設置のキーケースから取り出すようにした。また倉庫の施錠及び鍵の保管については、今までどおり金庫同様に厳重に取り扱うこととした。

令和元年度 監査結果（指摘事項）

【エ 委託契約における事務処理について】

次の委託契約において、消防用設備の種類の変更に伴う、仕様書の変更契約を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。（西部建設事務所）

契約名	魚切ダム管理事務所消防用設備等保守点検業務（平成29年度～令和元年度）
-----	-------------------------------------

措置の内容

【原因】

消防設備を変更した際に、仕様書の影響があるという認識が無く、変更契約を行っていなかった。契約内容の確認不足であった。

【措置内容】

特記仕様書の消防設備の種類を、現状の内容に変更し、変更契約を締結した。
今後、仕様書作成時には、複数人で直近の設備点検報告書を基に現地確認を行うとともに仕様書の内容との相違点の有無についてチェックをすることとした。

令和元年度 監査結果（指摘事項）

【オ 文書の作成について】

次の文書について、文書管理システムにより作成する必要があるにもかかわらず、文書管理システムで作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。（西部建設事務所安芸太田支所）

文書名	「道の駅」舞Road IC 千代田のトイレ管理委託について 平成30年度広島県清掃等業務委託の実施について
根拠	広島県文書等管理規程第20条

措置の内容

【原因】

文書管理システム使用に対する認識が希薄であったこと。

【措置内容】

指摘のあった文書について、文書管理システムに登録した。
再発防止のため、所属全体に今回の指摘事項について周知を図った。

令和元年度 監査結果（指摘事項）

【カ 契約書の作成について】

次の委託契約において、締結した契約書が決裁を受けた案文と異なっていた。また、公印押印時における施行文書の審査が十分に行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（西部建設事務所呉支所）

契約名	一般県道 豊浜蒲刈線（豊島大橋） 橋体点検業務委託（平成31年度）
根拠	広島県文書等管理規程第28条, 第30条 広島県公印規程 第11条

措置の内容

【原因】

執行伺いの起案時には、過去の事案に使用されていた契約書を元に案文を作成していたが、契約時に相手方から標準的な契約書で締結するほうが適切であるとの指摘を受け、標準書式での契約書に差し替えることとしたが、書式差替えの起案を行うことを怠ったもの。

【措置内容】

今後、執行伺い時の案文を文書施行時に変更する必要がある場合は、別途案文変更の起案を行ったうえで施行することを徹底する。

公印の押印承認を行う場合は、案文との照合を徹底する。

令和元年度 監査結果（指摘事項）

【キ 重要物品の管理について】

次の物品について、貸し付けているにもかかわらず、備品出納簿に貸付の記載がなかった。また、委託契約期間満了後、委託業者から返納させる契約となっているにもかかわらず、返納させていなかった。適正な事務処理に努められたい。（西部建設事務所安芸太田支所）

品 名	凍結防止剤散布装置
根 拠	広島県物品管理規則第 15 条, 第 17 条, 第 41 条

措 置 の 内 容

【原因】

- ・ 除雪機械については、除雪機械貸付要領に基づき委託契約を締結し、土木建築局道路整備課の承認を得て貸付を行っており、貸付や返納手続が要領で定められていることから、備品出納簿の記載は不要と誤認していた。
- ・ また、除雪期間満了後、県に返納を受けた機械を除雪基地へ収容する余裕がないため、契約満了後も引き続き保管するよう除雪業者に依頼していた。

【措置内容】

- ・ 令和元年度の除雪委託契約から、契約内容を備品出納簿に記載した。
備品出納簿（電子台帳）に記載漏れが生じないよう除雪事務担当者と物品担当者とで相互に確認するとともに、関係書類と引継書にも明示して、再発防止を図っている。
- ・ 当該機械を収容できる除雪基地の建設に着手しており、基地完成後は、契約のとおり返納を受けて、県で機械を保管する。

令和元年度 監査結果（指摘事項）

【ク 再委託について】

次の委託契約において、契約に再委託の定めがないにもかかわらず、契約の相手方である町が再委託を行っていた。適正な事務処理に努められたい。（西部建設事務所安芸太田支所）

契約名	道の駅舞ロード IC 千代田トイレ清掃業務委託
根 拠	広島県契約規則第 6 条

措 置 の 内 容

【原因】

原契約のまま再委託が可能であると誤認していた。

【措置内容】

契約事務に係る事務処理について再認識するとともに、原契約を廃止し、「再委託などの禁止」条項を追加して新規に委託契約を締結した。

令和元年度 監査結果（改善を求める事項）

【貸付物品の管理について】

次の貸付物品について、相手方が長期間使用していないにもかかわらず、貸し付けたままにしていた。貸付けの必要がない物品については、速やかに返還の手続を行わせるなど、適正な事務処理を行う必要がある。（西部建設事務所呉支所）

品 名	風速計 外2件
-----	---------

措 置 の 内 容

旧下蒲刈町，旧倉橋町に貸し付けている風速計・雨量計については，現在では全て使用していないため，返却の方向で呉市と協議を行っている。

17 東部建設事務所（監査年月日：令和元年10月21日）

令和元年度 監査結果（指摘事項）

【物品の購入について】

次の物品の購入に当たり，発注決裁書が作成されていなかった。適正な事務処理に努められたい。（東部建設事務所三原支所）

品 名	特殊自動車 1台
根 拠	広島県物品管理規則第10条第1項

措 置 の 内 容

【原因】

今回の入札案件については，財務会計システムではなく紙ベースによる事務処理を行い，物品管理職員も構成委員となっている機種選定委員会の審議を経た後に，当該職員も含めた執行伺いの決裁をとっているが，この執行伺いが発注決裁書と同義であると解し，発注決裁書を作成していなかったため。

【措置内容】

今後は物品の発注にあたっては，別記様式第1号による発注決裁書を漏れなく作成し，物品管理規則に基づく適正な事務処理を行うよう努める。

18 広島港湾振興事務所 （監査年月日：令和元年6月12日）

令和元年度 監査結果（指摘事項）	
<p>【建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく手続きについて】 次の工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく、県知事（建築主事を置く市町村の長）への通知を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
契約名	国際拠点港湾 広島港 五日市地区 臨海土地造成工事（平成30年度）
根拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第11条
措置の内容	
<p>【原因】 工事中途に設計変更が生じ、建設リサイクル法の対象建設工事となったが、建設リサイクル法に基づく手続を失念していた。</p>	
<p>【措置内容】 設計変更により、建設リサイクル法の対象建設工事となった場合、通知が必要となることを周知するとともに、設計書の審査時に、チェックシートを活用し、建設リサイクル法の対象建設工事に該当するか否かの確認を行っている。</p>	

19 公益財団法人ひろしま国際センター （監査年月日：令和2年1月9日）

令和元年度 監査結果（指摘事項）	
<p>【財務諸表等の表示について】 財務諸表等の表示について、次のとおり不適正なものがあつた。公益法人会計基準等に準拠した適正な作成に努められたい。</p>	
<p>ア 貸借対照表において、指定正味財産の金額と、その内数を示す「うち基本財産への充当額」及び「うち特定資産への充当額」の合計額が一致していなかった。</p>	
根拠	公益法人会計基準注解 注4 公益法人会計基準に関する実務指針（平成28年12月22日 日本公認会計士協会）Q25
措置の内容	
<p>【原因】 一致していなかった差額について、その正味財産と貸借対照表の増減に影響する振替伝票は正しく作成されており、会計処理は問題はなく、正味財産増減計算書の金額及び貸借対照表の金額は、その全体において正しく表示されているが、貸借対照表の指定正味財産の総額が内数から積み上げることとなっていなかったことから、指定正味財産の合計額とその内数との差異が生じていた。</p>	
<p>【措置内容】 令和元年度決算からは、内数から積み上げて、指定正味財産の全額と、その内数の合計が一致するよう是正した。 なお、貸借対照表の指定正味財産の金額は、全体的に正しく表示されており、内数は全体的にみると少額で財務諸表項目への金額的・質的影響は重要ではないという顧問税理士の意見を踏まえ、過去の貸借対照表の訂正は行わない。</p>	

令和元年度 監査結果（指摘事項）

イ 満期保有目的債券について、財務諸表に対する注記「5 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」に記載された帳簿価額及び財産目録への計上額が誤っていた。

根拠	公益法人会計基準第2 3 (3)
----	------------------

措置の内容

【原因】

財務諸表に対する注記「5 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」に、満期保有目的の債券以外の債券が一部記載されていた。

【措置内容】

令和元年度決算から、満期保有目的の債券以外の債券については、注記から記載を削除した。

20 一般財団法人中央森林公園協会（監査年月日：令和2年1月14日）

令和元年度 監査結果（指摘事項）

【ア 利用料金の減免負担金について】

利用料金の減免額に応じて県から指定管理者に支払われる減免負担金について、平成30年度の利用料金減免実績報告書に誤りがあり、減免負担金が減免実績額よりも305,280円過大に支払われていた。適正な事務処理に努められたい。

措置の内容

【原因】

サイクル競技の実施に伴う専用使用料の減免実績報告において、災害の発生により、コースを短縮したにもかかわらず、許可申請時のコースのまま減免額の算定を行ったため、過大な請求額となったものである。

年間5回行われるレースについて、平成30年3月に一括して申請し、県から許可を得ていたが、7月の豪雨災害によりコースが被災した。このため、コースの変更を行って実施したが、変更内容について県への報告を行っていなかった。

【措置内容】

超過交付分である305,280円については、令和2年3月31日に広島県に返還。

今後の再発防止策としては、行為の許可について、レースごとに申請するようにするとともに、許可を受けた内容について変更が生じた場合は、県に対し書面による手続を行うこととした。

令和元年度 監査結果（指摘事項）

【イ 財務諸表の表示について】

平成 30 年度の財務諸表について、正味財産増減計算書の利用料金収益及び貸借対照表の未収金の額がそれぞれ 8,400 円過大に計上されていた。適正な事務処理に努められたい。

措置の内容

【原因】

各部門で作成した収入日報について、記入誤りがあったが、管理部門へ引き渡す時点で誤りに気付かず、会計処理を行った。

【措置内容】

今後は、「徴収済額及び未収金」を月締めで収入日報と突合しミスが発生しないように業務方法を見直すとともに、今回の修正について次の伝票を入力し修正を行った。

平成 31 年度の理事会を 5 月 21 日開催し、決算報告を実施した。

【修正伝票】

○ 手数料 8,400 円（正味財産増減計算書） / 未収金（貸借対照表） 8,400 円 ※

※ 過年度分の修正だが、金額が僅少であるため、経常費用に計上（重要性の原則）。

【重要性の原則】

財務諸表の概観性を高めて財務諸表を明瞭に表示するために、重要性の乏しい取引については簡便な会計処理の採用が認められている。

令和元年度 監査結果（指摘事項）

【ウ 生産品販売における事務処理について】

中央森林公園協会が商品を生産し指定管理施設内の売店等で販売する事務処理について、生産品の生産・販売数量の管理が行われていなかった。また、売上現金が現金出納簿等により管理されておらず、長期間当該協会の金庫に保管され、銀行口座への入金が速やかに行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根拠

一般財団法人中央森林公園協会財務規程第 21 条

措置の内容

【原因】

協会生産品の販売額が僅少であったため、年度末に一括して計上していたことによる。

【措置内容】

協会生産品と売店販売品を区別して速やかに計上できるよう、売店レジに協会生産品コードを設定し、売り上げの都度レジに入金できるよう改善した。

また、生産、販売、在庫の各数量を把握するため、管理簿を作成した。

令和元年度 監査結果（改善を求める事項）

【三景園の入園券の管理について】

指定管理施設の三景園の入園券について、使用枚数は管理していたが、受入枚数と使用による残枚数の確認が行われていなかった。入園券の受払管理を適正に行う必要がある。

措 置 の 内 容

納品された入園券について、保管場所からの受け入れ、払い出し、残枚数が確認できるよう、入園券管理簿の様式を整理し、随時記入・確認する運用とした。

21 社会福祉法人広島県福祉事業団（監査年月日：令和2年1月21日）

令和元年度 監査結果（指摘事項）

【ア 財務諸表の表示について】

平成30年度の法人単位資金収支計算書について、予算額と決算額との差異が著しい場合はその理由を備考欄に記載することとされているが、備考欄が設けられておらず、理由が記載されていなかった。また、社会福祉法人会計基準の様式に定められていない勘定科目が追加されていた。適正な財務諸表の作成に努められたい。

根 拠	社会福祉法人会計基準 第16条第6項、第一号第一様式 社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項25(1)
-----	--

措 置 の 内 容

【原因】

社会福祉法人会計基準の認識誤りのため。

【措置内容】

令和元年度決算からは正した。

令和元年度 監査結果（指摘事項）

【イ 委託契約における事務処理について】

次の委託契約において、契約書に適正な金額の収入印紙が貼付されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	施設維持管理業務（平成29年度～令和元年度）	障害者療育支援センター
根 拠	印紙税法第3条 別表第一	

措 置 の 内 容

【原因】

委託業者と契約時に印紙貼付の意思確認がされていなかった。

【措置内容】

委託業者に確認の上、印紙を貼付した。

再発防止のため、今回の指摘事項を所属内に周知するとともに、関係法令等の理解に努め、適正な手続を行っていく。

令和元年度 監査結果（改善を求める事項）

【ア 利用者からの預り金の適正管理について】

県立障害者療育支援センター松陽寮における利用者からの預り金の横領事案の発生については、県立施設に対する入所者、県民の信頼を大きく損なうもので、再発防止に向けて、適正な管理体制の構築やコンプライアンスの徹底を図り、入所者、県民の信頼回復に努める必要がある。

措 置 の 内 容

【原因】

利用者の預り金の払出しに当たって、複数の職員の立会や、小口現金の出納状況を毎月点検する仕組みを講じていなかった。

【措置内容】

「利用者預り金の管理及び取扱い要綱」を改正して、預り金の払出し書類に立会者の確認印欄を設けるとともに、施設長が出納簿書類を毎月点検することとし、職員に周知徹底した。

令和元年度 監査結果（改善を求める事項）

【イ 長期未納（過年度分）について】

次の収入において、長期未納（過年度分）があり、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあった。債権者等の状況を把握し、徴収促進に努める必要がある。

区 分		長期未納（過年度分） [監査日現在確認分]		参考 前回監査時 [平成 29 年 11 月]	
障害者リハビリテーションセンター	医療センター医業事業収入	12 人	1,975,019 円	7 人	1,323,904 円
	高次脳機能センター医業事業収入	3 人	1,830,499 円	1 人	1,468,610 円

措 置 の 内 容

区 分		未納額 [令和2年9月末]	全額納入額 [令和2年9月末]	部分納入額 [令和2年9月末]	不能欠損処分額 [令和2年9月末]
障害者リハビリテーションセンター	医療センター医業事業収入	1,794,999 円	75,020 円	105,000 円	0 円
	高次脳機能センター医業事業収入	1,820,499 円	0 円	10,000 円	0 円

【原因】

患者の転居や離婚に伴う連絡先不明及び本人の死亡等を理由とする事案について、当該患者及び家族に対する入院費の再請求や督促が遅延していた。

【措置内容】

徴収不能とせざるを得ないもの等について整理に着手しており、支払見込のある者に対しては請求・督促を継続する。

長期未納者に対する少額訴訟の手続を1件行い、期日までに保証人と連帯保証人より支払いの意向提示があった。その後、令和2年6月12日に連帯保証人より振込がなされたため、訴訟の取下げ手続を行った。

今後は、新規の未納者を増やさないよう早期の着手（再請求・自宅訪問等）を行う。

22 医療法人財団竹政会 (監査年月日：令和2年3月4日)

令和元年度 監査結果 (指摘事項)	
<p>【建物の表題登記について】 補助金交付を受けて新築した建物について、表題登記がされていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
根 拠	不動産登記法第 47 条第 1 項
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 補助事業者の担当者が、建築登記の手続について、よく理解していなかったため、手続が遅れた。</p>	
<p>【措置内容】 令和2年3月12日に広島法務局福山支局に当該建物の表題登記の申請を行い、同年3月17日に登記が完了した。 今後は関係規定の理解に努め、適正な手続を行っていく。</p>	

23 社会福祉法人広島県視覚障害者団体連合会 (監査年月日：令和2年3月4日)

令和元年度 監査結果 (指摘事項)	
<p>【ア 時間外勤務手当について】 時間外勤務に係る労働時間数の端数処理を誤って時間外勤務手当を支出していた。適正な事務処理に努められたい。</p>	
根 拠	労働基準法第37条
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 時間外勤務に係る労働時間の計算において、1日ごとに端数処理するものと誤認していたことによる。</p>	
<p>【措置内容】 時間外勤務に係る労働時間の計算について、1か月分の時間数を端数処理する等、処理の適正化を図った。 また、諸手当等に係る会計処理について、会計責任者及び担当者は正確な理解及び処理に努めるとともに、支出に当たっては、会計責任者による確認を徹底している。</p>	

令和元年度 監査結果（指摘事項）

【イ 財務諸表の表示について】

平成 30 年度の財務諸表について、退職給付引当資産及び県互助会退職給付引当金が適正に計上されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

措置の内容

【原因】

退職給付引当資産について、誤って二重に仕訳を行っていたことによる。

【措置内容】

財務諸表上の誤りについて、訂正仕訳で修正を行った。

また、財務諸表に係る取扱いについて、研修の受講等を通じ資質の向上に努め、会計責任者及び担当者は正確な理解及び処理に努めるとともに、事務処理に当たっては、会計責任者による確認を徹底している。

令和元年度 監査結果（指摘事項）

【ウ 金庫の鍵の管理について】

金庫の鍵を、施錠できない保管場所に常時保管していた。適正な事務処理に努められたい。

措置の内容

【原因】

金庫の鍵を管理する責任者を定めていない等、現金の管理体制が不十分であったことによる。

【措置内容】

金庫の鍵の管理責任者を定めるとともに、施錠可能な保管場所に保管し、管理責任者が適切に管理する取扱いとした。

令和元年度 監査結果（指摘事項）

【エ 出納した金銭の保管について】

入金した現金を、収入後 5 日以内に金融機関に預け入れることなく、小口現金として直接支出に充てていた。適正な事務処理に努められたい。

収入名	点字・録音作業費収入
根拠	社会福祉法人広島県視覚障害者団体連合会経理規程第25条

措置の内容

【原因】

小口現金の処理について、入金された現金を直接支出に充てることについて、問題ないものと誤認していたことによる。

【措置内容】

入金した現金については、収入後 5 日以内に金融機関に預け入れるとともに、直接支出に充当しない取扱いに改めた。

また、小口現金等の取扱いについて、会計責任者及び担当者は正確な理解及び処理に努めるとともに、収入・支出の都度、会計責任者による確認を徹底している。

令和元年度 監査結果（指摘事項）

【オ 現金の残高の確認について】

小口現金について、毎日の現金出納終了後、出納職員がその残高と帳簿残高を照合し、会計責任者に報告していなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	社会福祉法人広島県視覚障害者団体連合会経理規程第 31 条
-----	-------------------------------

措 置 の 内 容

【原因】

日々の出納職員による現金残高と帳簿残高の照合及び会計責任者による確認が徹底されていなかったことによる。

【措置内容】

小口現金等の取扱いについて、会計責任者及び担当者は正確な処理に努めるとともに、毎日の現金出納終了後、会計責任者による確認を徹底した。

また、帳簿の処理状況等について、毎月、会計責任者及び主任による確認を徹底している。

24 一般社団法人広島県畜産協会 （監査年月日：令和元年 11 月 27 日）

令和元年度 監査結果（指摘事項）

【ア 会計方針の変更手続について】

平成30年度の決算において、肉用子牛生産者補給金制度及び肉用牛肥育経営安定交付金制度の積立金のうち生産者負担金について、平成30年4月1日より固定負債から正味財産へ会計方針の変更が行われている。

しかし、この会計方針の変更に係る法人内部での決裁等、意思決定手続が取られていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	一般社団法人 広島県畜産協会定款 第37条
-----	-----------------------

措 置 の 内 容

【原因】

当該会計方針の変更については、監査会及び理事会において説明を行ったが議案としておらず、また、議事録に記録を残すなど意思決定の手続が取れていなかった。

【措置内容】

今後、会計方針の変更については、定款に基づき理事会で意思決定手続を取るとともに、検討経過を議事録等に記録を残すなど適正な事務処理に努めるよう改める。

令和元年度 監査結果（指摘事項）

【イ 会計方針の変更に伴う注記について】

重要な会計方針を変更したにも関わらず、財務諸表に対する注記において、変更の理由及び当該変更による影響額の記載がなかった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	公益法人会計基準第5（3）
----	---------------

措置の内容

【原因】

当該事務処理を十分に理解していなかったことによる。

【措置内容】

令和元年度決算では該当がなかったが、今後、財務諸表に対する注記において、変更の理由及び当該変更による影響額を記載するよう改める。

令和元年度 監査結果（指摘事項）

【ウ 預り金について】

預り金である子牛運営特別基金の中に、自己名義のものが含まれていた。適正な事務処理に努められたい。

根拠	「公益法人会計基準」の運用指針（内閣府公益認定等委員会） 12.財務諸表の科目（1）貸借対照表に係る科目及び取扱要領
----	---

措置の内容

【原因】

子牛運営特別基金は平成17年度までは基本財産として管理していたが、平成18年度決算より公益法人会計基準を採用した際に、自己資産が含まれている子牛運営特別基金を全額出資金等であるものと誤り、全額固定負債としていた。

【措置内容】

令和2年8月24日の理事会承認後に過年度修正益として計上し、調整積立資産に繰入れを行った。

令和元年度 監査結果（指摘事項）

【エ 賞与の会計処理について】

賞与について、引当金の計上要件を満たしているにも関わらず、決算時に賞与引当金を計上していなかった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	企業会計原則注解 [注18] 引当金について 一般社団法人 広島県畜産協会給与規程 第42条及び第44条
----	---

措置の内容

【原因】

当該会計処理に対する認識が不足していたことによる。

【措置内容】

令和元年度決算から賞与引当金を計上するよう改めた。

25 広島県道路公社 (監査年月日：令和元年12月4日)

令和元年度 監査結果 (改善を求める事項)	
<p>【広島熊野道路・安芸灘大橋有料道路回数通行券の管理について】 払戻し手続の終了した回数通行券について、消印等の処理を行わず保管していた。適正な事務処理に努める必要がある。</p>	
措置の内容	
<p>【原因】 払戻しのために提出された回数通行券は、現金と同様に金庫で保管・管理していたが、払戻金支払後の問い合わせやトラブルに対応するため、払戻金支払い後3か月間保管した後に廃棄処分していた。</p>	
<p>【措置内容】 払戻しのために提出された回数通行券について、払戻金支払い後は速やかに回数通行券を廃棄処分することとし、その取扱いを要領として定めた。(令和2年3月13日制定)</p>	

26 株式会社ひろしま港湾管理センター (監査年月日：令和2年1月10日)

令和元年度 監査結果 (改善を求める事項)					
<p>【長期未納 (過年度分) について】 次の施設の利用料において、長期未納 (過年度分) となっているものがあつた。債権者等の状況を把握し、徴収促進に努める必要がある。</p>					
施設区分		長期未納 (過年度分) [監査日現在確認分]		参考 前回監査時 [平成28年12月]	
広島地域マリーナ施設	廿日市ボートパーク	15人	1,946,430円	0人	0円
	五日市プレジャーボートスポット	2人	171,000円	0人	0円
措置の内容					
<p>【原因】 利用料徴収の事務処理において、未納者への督促規程が未整備となっており、担当者、担当責任者ともに債権回収業務への取組が不十分であつた。</p>					
<p>【措置内容】 監査後からは緊急対策として、担当者及び担当責任者を交代し、部門トップが対応にあたり、集中して未納者への連絡を行い、回収にあたるとともに、令和2年6月15日に督促規程を整備した。また、担当者及び担当責任者に対して、債権回収業務に係る教育を実施中である。</p>					
区分	未納額 (令和2年9月末)	全額納入額 (令和2年9月末)	部分納入額 (令和2年9月末)	不納欠損処分額 ^(※) (令和2年9月末)	
廿日市ボートパーク	6人 879,150円	9人 1,047,280円	1人 20,000円		
五日市プレジャーボートスポット	1人 108,000円			1人 63,000円	
合計	7人 987,150円	9人 1,047,280円	1人 20,000円	1人 63,000円	
<p>(※) 貸倒引当金として処理を行った。</p>					
<p>なお、未納者7名については、代理人弁護士に委託して、債権回収訴訟を準備している。</p>					

【企業局】

1 広島水道事務所 （監査年月日：令和元年 11 月 28 日）

令和元年度 監査結果（指摘事項）	
<p>【ア 委託契約における事務処理について】</p> <p>次の委託契約において、瀬野川浄水場の仕様書に記載された誘導灯 8 灯のうち 1 灯の点検が行われていなかった。また、この点検漏れに気付かないまま、検査を完了していた。適正な事務処理に努められたい。</p>	
契約名	瀬野川浄水場外消防設備点検整備業務（平成 29 年度～令和元年度）
根拠	消防法第 8 条第 1 項 業務委託契約約款第 30 条第 2 項
措置の内容	
<p>【原因】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 請負業者：前回契約（H27～H28）の 2 年目より、点検担当者の変更があった等、業者内での点検個所の引継ぎが適切に出来ていなかったことによる。担当者は 1 回目（平成 28 年度上期）では点検個数を 6 灯で引継がれていたが、後任者の目視により、7 灯と認識し、そのまま今年度まで点検を行っていた。 ○ 監督職員：請負業者が過去から同業者であることから間違いが無いと思込み、業務を進め点検報告書確認時に設計数量と点検実施数量の照査を怠っていた。 ○ 検査職員：検査段階で、点検数量の照査確認実施の有無を監督職員へ確認していなかった。 ○ 防火管理者：消防署への報告段階で、点検数量と実際の数量との照合をしていなかった。 <p>【措置内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 監督職員段階では、業者からの報告書提出時に設計数量と報告数量に差異が無いことを、数量表等を活用し、確認を行う。また、受注者と監督員で点検前の打合せを密に行い、点検対象数量を確認する。 ○ 検査職員段階では、監督職員が検査書類と合わせ、設計数量表も提出し、検査する。 ○ 防火管理者段階では、点検結果報告を基に現地との数量に差異が無いことを実地に確認する。 	

令和元年度 監査結果（指摘事項）	
<p>【イ 契約変更に伴う建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく手続きについて】</p> <p>次の工事請負契約は、契約変更によって建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）の対象工事となったが、県知事への通知等を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
契約名	4 号トンネル堆積土砂撤去その他工事（平成 30 年度～令和元年度）
根拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第 11 条, 第 12 条, 第 13 条
措置の内容	
<p>【原因】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般監督員の建設リサイクル法の認識不足による。 ○ 主任監督員、総括監督員の決裁段階における確認不足による。 <p>【措置内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年度初めに課内会議で建設リサイクル法について説明し周知を図る。 ○ 「設計書及び契約図書の作成におけるチェックシート」を活用し、建設リサイクル法の対象建設工事に該当するか否かを的確に把握する。 	

【病院事業局】

1 県立広島病院 （監査年月日：令和元年12月3日）

令和元年度 監査結果（指摘事項）	
【ア 現金出納簿の記載について】 DMAT隊の活動に係る常時の資金前渡について、支払の都度、現金出納簿を記載していなかった。適正な事務処理に努められたい。	
根拠	広島県病院事業財務規程第12条及び第33条第2項
措置の内容	
【原因】 現金出納簿の記入方法が、1派遣分の合計金額での記載となっており、詳細な記載がされていなかった。	
【措置内容】 支払の都度、詳細な項目及び金額の記載を行うこととした。	

令和元年度 監査結果（指摘事項）	
【イ 郵便切手の出納管理について】 郵便切手の出納管理について、次のとおり不適正な事務処理をしていた。適正な事務処理に努められたい。 (ア) 郵便切手類の払出しの都度、郵便切手類出納簿への記載及び押印が行われておらず、郵便切手類の現在高確認が行われていなかった。	
措置の内容	
【原因】 担当係において、郵便切手の出納管理に係る適切な事務処理について認識が不足していたため。	
【措置内容】 「郵便切手等の管理について（平成23年12月6日付県立病院課長通知）」を再度確認し、郵便切手類の払出しの都度、郵便切手出納簿への記載及び押印を徹底することで、適正に事務処理を行っている。	

令和元年度 監査結果（指摘事項）	
(イ) 郵便切手受払簿において、使用に係る決裁を得ずに郵便切手を交付している上、交付及び実施（施行）の確認が行われていなかった。	
根拠	郵便切手等の管理について（平成23年12月6日付県立病院課長通知） 郵便切手等の取扱いについて（平成23年12月27日付総務課庶務係長依頼）
措置の内容	
【原因】 担当係において、郵便切手の出納管理に係る適切な事務処理について認識が不足していたため。	
【措置内容】 「郵便切手等の取扱いについて（平成23年12月27日付総務課庶務係長依頼）」を再度確認し、適切な事務手続きに基づく郵便切手の交付及び実施（施行）確認を徹底することで、適正に事務処理を行っている。	

令和元年度 監査結果（改善を求める事項）

【ア 長期未納（過年度分）について】

次の歳入において、長期未納（過年度分）があり、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあった。徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。

特に、請求先団体から返戻を受けた診療報酬請求（レセプト）について、再請求手続きの遅延などにより、未収金が増加している傾向にあることから、レセプト返戻後、速やかに再請求等の対応を行うことが重要である。また、個人負担分に係る未収金についても、債権回収が困難となる前に、早期に対策を講じる必要がある。

診療報酬請求及び債権回収は業務委託により行われているが、各業務の受注者に対する適切な指導及び緊密な連携を含め、未収金の新規発生を防止する取組を強化するとともに、長期未収金に陥る前の積極的な対策を講じる必要がある。

区 分	長期未納（過年度分） [令和元年9月末]		参考 前回監査時 [平成29年9月末]	
医業未収金（個人負担分）	3,140 件	112,029,034 円	3,350 件	108,800,519 円
医業未収金（団体）	43 件	27,699,668 円	28 件	9,064,479 円
医業外未収金	5 件	157,497 円	2 件	139,147 円

措 置 の 内 容

【原因】

団体分の診療報酬請求及び債権回収は業務委託により実施しているが、令和元年度はこの業務を担当する受注者が入札により交代したため、当院の診療報酬請求に関し習熟していなかったことなどにより、レセプトの作成から各支払機関への提出が一部停滞した。また、返戻も増加した。

【措置内容】

レセプトの提出状況（保留、返戻も含む。）を月次単位で捕捉し、過去の高額なレセプトの請求状況について、受注者に対し再請求の状況報告を求め過去の高額レセプトについて速やかに再請求するよう督促し未納額について納入に努めた。

また、保留、返戻の発生を未然に防止するため、病院の施設基準、各種加算の一覧表などを作成し共有するなど、受注者と連携を密にすることで各レセプト作成の精度向上に取り組んだ。

区分	未納額 (令和2年7月末)		全額納入額 (令和2年7月末)		部分納入額 (令和2年7月末)		不納欠損処分額 (令和2年7月末)	
医業未収金 (個人負担)	2,769 件	89,401,582円	297件	16,359,076円	126件	2,500,151円	74件	3,768,225円
医業未収金 (団体)	19件	5,269,828円	24件	22,429,840円	0件	0円	0件	0円
医業外未収金	4件	151,047円	1件	6,450円	0件	0円	0件	0円

令和元年度 監査結果（改善を求める事項）

【イ 固定資産の实地調査について】

固定資産の实地調査については、毎年一回実施することとされているが、ベッド以外の資産については行われていなかった。貸借対照表等財務諸表に適正に決算数値を反映させるためには、固定資産を正確に把握する必要があることから、合理的かつ効果的な実施方法を検討するとともに、適正な運用に努める必要がある。

根拠	広島県病院事業財務規程第75条 固定資産異動及び固定資産实地照合事務取扱要綱第4条
----	--

措置の内容

【原因】

広島県病院事業財務規程に定める实地調査について、件数が膨大であったこともあり、対応が後回しとなっていたため。

【措置内容】

規程に従い、毎年1回実施することとし、より合理的かつ効果的な实地調査が実施できるよう、計画を見直し、実施体制等について検討を行っているところである。

令和元年度 監査結果（改善を求める事項）

【ウ 消防用設備点検結果における不備への措置について】

消防用設備の点検結果について、毎年度行う消防署への結果報告の際に、不良事項がある場合には、速やかに修理・補修などを行うよう指導を受けているが、多数の設備が未措置の状況にある。消防法に基づき、未措置の状況を速やかに改善できるよう、予算措置を含め修理等を計画的に進める必要がある。

措置の内容

【原因】

これまでも計画的に改善を実施していたが、経年劣化により想定を超えるペースで修理・補修を必要とする箇所が増加したため。

【措置内容】

計画の見直しを行い、今年度以降、随時計画的に執行中である。

【教育委員会】

1 教育委員会事務局 (監査年月日：令和元年7月24日)

令和元年度 監査結果 (指摘事項)	
【ア 財産の管理について】 次の財産について、増減があったにもかかわらず、財産台帳に異動の記載がされておらず、財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。(施設課)	
財 産	宮島工業高等学校外6校の建物
根 拠	広島県公有財産管理規則第54条, 第62条
措 置 の 内 容	
【原因】 財産台帳の登録に必要な完成図書の引継ぎについて、所属内での情報共有及び進捗管理が不十分であったため、登録期限を超過してしまった。	
【措置内容】 財務会計財産サブシステムへの登録を行い、台帳による記録管理と財産管理課への報告を行った。また、財産台帳への登録が必要な工事の内容について、所属内の施設整備担当者と財産台帳登録担当者と、定期的に共有を図ることとした。さらに、関係機関との連携を密にすることとし、完成図書の引継ぎに遅滞のないようにした。	

令和元年度 監査結果 (指摘事項)	
【イ 貸付財産の管理について】 次の貸付財産について、貸付の手続は行われているが、貸付台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。(施設課)	
財 産	土地 (三原市宮沖4丁目550, 550-2)
根 拠	広島県公有財産管理規則第61条, 第64条
措 置 の 内 容	
【原因】 貸付財産の管理に係る事務処理についての認識が不十分であったため、必要な手続を怠っていた。	
【措置内容】 財務会計財産サブシステムへの登録を行い、台帳による記録管理と財産管理課への報告を行った。また、行政財産貸付の一覧表を作成し、台帳への登録漏れがないことを所属内で共有・確認するとともに、担当及び副担当で進捗状況の確認を行うなど、チェック体制を強化した。	

令和元年度 監査結果（改善を求める事項）

【アプリケーションソフト導入用プリペイドカードの取扱いについて】

広島商業高等学校において、平成 23 年度にプリペイドカード 314 枚を購入し、使用されないまま保管していたため、平成 26 年度の定例監査において、有効活用策の検討を要請したが、現在もそのまま保管されている。換金性のあるカードの保管にはリスクがあるため、今後の使用見込みを勘案の上、早急に取り扱いを決定するよう、学校に要請したところであるが、現場に分散してリスクを増やさず、一括管理するなど、事務局としてカードの有効活用策を検討していただきたい。（高校教育指導課、特別支援教育課）

措 置 の 内 容

広島商業高等学校で保管しているプリペイドカードを一旦高校教育指導課に所管換えを行った後、全ての県立学校に照会を行い、活用を希望する学校 5 校（呉三津田高等学校、大柿高等学校、松永高等学校、宮島工業高等学校、広島叡智学園中学校）に配付し、各学校において授業で使用する有償アプリケーションの購入を行った。

今後も各学校において「iPad 取扱要領」に基づく適正な管理の下、必要なアプリケーションの購入が行われるよう引き続き指導を行う。（高校教育指導課）

≪使用状況（令和 2 年 9 月 11 日現在）≫

	学校名	保有枚数	金額	使用枚数	使用額 (チャージ額)	未使用枚数	未使用額
1	呉三津田高等学校	27枚	40,500円	27枚	40,500円	0枚	0円
2	大柿高等学校	6枚	9,000円	6枚	9,000円	0枚	0円
3	松永高等学校	6枚	9,000円	6枚	9,000円	0枚	0円
4	宮島工業高等学校	12枚	18,000円	12枚	18,000円	0枚	0円
5	広島叡智学園中学校	263枚	394,500円	263枚	394,500円	0枚	0円
	合計	314枚	471,000円	314枚	471,000円	0枚	0円

学習や支援に役立つ有償アプリケーション等を紹介して有効な導入を促した。（特別支援教育課）

	学校名	保有枚数 (令和元年 7月19日時 点)	金額	使用枚数	使用額 (チャージ額)	未使用枚数	未使用額	
1	広島中央特別支援学校	52枚	78,000円	52枚	78,000円	0枚	0円	
2	広島南特別支援学校	41枚	61,500円	41枚	61,500円	0枚	0円	
3	尾道特別支援学校	本校	45枚	67,500円	45枚	67,500円	0枚	0円
		しまなみ分校	24枚	36,000円	24枚	36,000円	0枚	0円
4	広島特別支援学校	17枚	25,500円	17枚	25,500円	0枚	0円	
5	福山特別支援学校	49枚	73,500円	49枚	73,500円	0枚	0円	
6	西条特別支援学校	本校	33枚	49,500円	33枚	49,500円	0枚	0円
		八本松分級	-	-	-	-	-	-
7	広島西特別支援学校	1枚	1,500円	1枚	1,500円	0枚	0円	
8	廿日市特別支援学校	13枚	19,500円	13枚	19,500円	0枚	0円	

9	福山北特別支援学校		97枚	145,500円	97枚	145,500円	0枚	0円
10	三原特別支援学校	本校	33枚	49,500円	33枚	49,500円	0枚	0円
		大崎分教室	8枚	12,000円	8枚	12,000円	0枚	0円
11	呉特別支援学校	本校	80枚	120,000円	80枚	120,000円	0枚	0円
		江能分級	-	-	-	-	-	-
12	庄原特別支援学校		44枚	66,000円	44枚	66,000円	0枚	0円
13	広島北特別支援学校		83枚	124,500円	83枚	124,500円	0枚	0円
14	沼隈特別支援学校		30枚	45,000円	30枚	45,000円	0枚	0円
15	黒瀬特別支援学校		53枚	79,500円	53枚	79,500円	0枚	0円
16	呉南特別支援学校		10枚	15,000円	10枚	15,000円	0枚	0円
合計			713枚	1,069,500円	713枚	1,069,500円	0枚	0円

2 県立呉宮原高等学校（監査年月日：令和元年7月31日）

令和元年度 監査結果（指摘事項）					
<p>【備品の管理について】 次の備品について、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1"> <tr> <td>備品</td> <td>オーディオメーター 1台</td> </tr> <tr> <td>根拠</td> <td>広島県物品管理規則第41条</td> </tr> </table>		備品	オーディオメーター 1台	根拠	広島県物品管理規則第41条
備品	オーディオメーター 1台				
根拠	広島県物品管理規則第41条				
措置の内容					
<p>【原因】 備品登録の事務処理において、購入後ただちに登録すべきところ、失念したまま調達関係書類に編綴していた。</p> <p>【措置内容】 監査当日の指摘から、事務室内で事務処理を再確認するとともに、該当の備品について、場所及び現物を確認し、令和元年6月25日付けで登録した。 登録漏れ防止のため、未処理の案件は付箋等でマーキングを行い、直ちに処理を行うこととする。</p>					

3 県立大竹高等学校 （監査年月日：令和元年7月31日）

令和元年度 監査結果（指摘事項）			
<p>【委託契約における事務処理について】 次の委託契約において、大竹高等学校の消火器及び感知器の数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。</p>			
<table border="1"> <tr> <td>契約名</td> <td>広島県立大竹高等学校外1校消防用設備等保守点検業務（平成30～32年度）</td> </tr> </table>	契約名	広島県立大竹高等学校外1校消防用設備等保守点検業務（平成30～32年度）	
契約名	広島県立大竹高等学校外1校消防用設備等保守点検業務（平成30～32年度）		
措置の内容			
<p>【原因】 特記仕様書の作成に当たり、確認作業が不足しており、前契約の数量をそのまま使用していた。</p>			
<p>【措置内容】 監査後速やかに数量・場所その他特記仕様書の内容を確認し、その内容を基に契約事務拠点校へ変更契約手続を依頼し、変更契約を締結した。再発防止対策として、今後同様の案件については、図面による確認に加え、設置個所での数量・内容の確認を複数人・複数回行うこととし、事務室全体でのチェック体制を強化した。</p>			

4 県立大柿高等学校 （監査年月日：令和元年7月31日）

令和元年度 監査結果（指摘事項）					
<p>【行政文書の適正管理について】 次の賃借契約について、保存年限が満了していない関係起案文書が所在不明となっていた。適正な事務処理に努められたい。</p>					
<table border="1"> <tr> <td>契約名</td> <td>電話交換機賃貸借及び保守に関する契約（平成21年9月1日～平成29年8月31日）</td> </tr> <tr> <td>根拠</td> <td>広島県文書等管理規則第8条</td> </tr> </table>	契約名	電話交換機賃貸借及び保守に関する契約（平成21年9月1日～平成29年8月31日）	根拠	広島県文書等管理規則第8条	
契約名	電話交換機賃貸借及び保守に関する契約（平成21年9月1日～平成29年8月31日）				
根拠	広島県文書等管理規則第8条				
措置の内容					
<p>【原因】 他の契約関係書類とともに平成21年度（契約当初）のファイルに綴っており、他の契約関係書類とともに契約して5年経過時に保存年限が経過したと判断し、廃棄してしまっていた。</p>					
<p>【措置内容】 契約期間満了まで廃棄しないよう今後の関係起案文書を別綴じファイルにした。（電話交換機賃貸借及び保守に関する契約（平成30年10月1日～平成38年9月30日）） また、通常の保存年限と異なる文書等については、保存年限及び廃棄予定年度を記載したファイルに別綴じし、一目で廃棄予定年度が分かるようにした。</p>					

5 県立吉田高等学校 (監査年月日：令和元年8月28日)

令和元年度 監査結果 (指摘事項)	
<p>【フロン類を使用した機器の点検等について】 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については、簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが、次の使用機器について、簡易点検を実施しておらず、記録簿にも点検・整備に係る事項を記載していなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
使用機器	冷凍庫 1台
根拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成26年経・環告示第13号）
措置の内容	
<p>【原因】 機器台帳を作成時（平成27年度）に、校内の各室ごとに対象機器を調査したという油断があった。他所属の監査結果で再三の指摘事項になっている情報があるにも関わらず、点検するという問題意識が十分でなく、当該機器が機器台帳から漏れていることに気付けなかった。 令和元年7月に機器台帳に含まれていた対象外機器の削除等の整理をした際に、冷凍庫があることを確認したが、機器台帳から漏れていることに気付けなかった。</p> <p>【措置内容】 機器台帳に加え、記録簿を作成・保存し簡易点検を行うとともに、所属内でフロン類の管理の内容を共有して理解の徹底を図った。機器の数量を確認し、機器台帳の数量と照合し、点検数に漏れがないよう事務室内で、正・副担当者、事務長の全員でチェックすることにした。</p>	

令和元年度 監査結果 (指摘事項)	
<p>【行政財産の使用許可に伴う電気料金の徴収について】 行政財産の使用許可に伴う電気料金の徴収について、徴収すべき電気料金を誤っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>	
対象	模擬試験に伴う電気料金
内容	電気料金の算出において、使用時間を誤っていた。 令和元年8月18日分 追加徴収額8円
根拠	広島県教育委員会公有財産管理規則第27条
措置の内容	
<p>【原因】 誤った使用時間によって電気料金を算出しており、校内における再確認もできていなかった。</p> <p>【措置内容】 速やかに不足の電気料金を調定し徴収した。 電気料金の算定において、エクセルシートにより計算した結果を別の職員が再度手計算により再チェックするなど、内部における確認を徹底した。</p>	

6 県立日彰館高等学校 (監査年月日：令和元年7月31日)

令和元年度 監査結果 (指摘事項)	
<p>【扶養手当の支給について】 扶養手当の支給を受けている職員が支給対象者としての要件を欠いたにもかかわらず、誤って支給しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>	
誤支給額	1名 13,000円 (平成31年4月～令和元年5月)
根 拠	職員の給与に関する条例 第11条第1項第2号及び同条第3項第2号 扶養手当認定要領 第9
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 扶養手当の支給要件についての随時確認が十分でなかつた。</p>	
<p>【措置内容】 速やかに扶養親族届を提出させ、支給要件喪失の事実及び事実発生日を確認し、平成31年4月分及び令和元年5月分の扶養手当を戻入した。 今後は、再発防止のため随時確認を適正に行うとともに、届出時にも、職員に対して、支給要件及び喪失時の手続について丁寧に説明を行い、指導徹底を図ることとした。</p>	

7 県立河内高等学校 (監査年月日：令和元年7月31日)

令和元年度 監査結果 (指摘事項)

【ア フロン類を使用した機器の点検等について】

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については、簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが、次の機器について、簡易点検を実施しておらず、記録簿にも点検・整備に係る事項を記載していなかった。適正な事務処理に努められたい。

機 器	空調機器 3台
根 拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成26年経・環告示第13号）

措 置 の 内 容

【原因】

A棟5階に設置してある指摘対象となった空調機器（3台）は、平成27年度にフロン排出抑制法に基づき管理を行う第一種特定製品からのフロン漏えい量等調査が実施される以前から、学科改編に伴う教室の閉鎖により使用していなかった。

また、室外機は5階屋上に設置されており、『フロン排出抑制法Q&A（平成27年4月17日第2版）29』質問「簡易点検の実施に当たり、室外機が屋根の上にある場合や、脚立を使わないと確認できない等、簡易点検を行うことが困難な場合は、どのように点検を実施すればよいか」に対する回答「判断基準では、「周辺の状況や技術的能力により難しい場合にはこの限りではない。この場合には可能な範囲で点検をすること。」とされており、ご指摘のような場合には、室外機と同じ冷媒系統の室内機等、確実に点検可能な箇所を重点的に点検することが考えられます。」とされている点、及び『平成29年6月1日付け環境県民局環境保全課長(照会)写、別紙「フロン類漏えい量等調査表」記入方法2点検の実施及び記録簿の作成』の通知に「設置場所の周囲の状況又は管理者の技術的能力により、検査を行うことが困難な事項については、周囲の状況又は技術的能力を踏まえ可能な範囲内で検査を行います。」とされている点等を踏まえて、当該空調機器は、これらの要件に該当すると判断したため、平成30年3月から点検を実施していなかった。

参考通知等

フロン排出抑制法に基づき管理を行う第一種特定製品からのフロン漏えい量等調査について、平成29年6月1日付け環境県民局環境保全課長(通知)、

フロン排出抑制法に基づき管理を行う第一種特定製品からのフロン漏えい量等調査について、平成29年6月1日付け環境県民局環境保全課長(照会)㊟

別紙「フロン類漏えい量等調査表」記入方法2点検の実施及び記録簿の作成、

フロン排出抑制法Q&A（平成27年4月17日第2版）29

【措置内容】

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）について、事務室内で共有し、理解の徹底を図りチェック体制を強化した。

指摘後、令和元年6月28日に点検を実施した。今後も法令に則り四半期毎に実施する。

令和元年度 監査結果（指摘事項）

【イ 委託契約における事務処理について】

次の委託契約において、河内高等学校の消火器の種類及び数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県立賀茂高等学校外4校消防用設備等保守点検業務
-----	---------------------------

措 置 の 内 容

【原因】

集約化業務のため、拠点校（呉三津田高校）において平成29年2月27日付けで契約を締結したが、平成30年度に各校の仕様書の見直しを実施し、平成31年3月12日付けで仕様に伴う変更契約を締結した。しかし、本校仕様書の点検において、消火器の数量の誤りに気づかないまま、拠点校に報告したため、誤った仕様書で変更契約を締結した。

【措置内容】

監査実施後、速やかに数量等を確認するとともに、拠点校に変更契約を依頼し、令和元年6月26日付けで変更契約を締結した。

再発防止のため、担当者による図面及び現物確認に加え、複数人による現物確認を行うこととし、チェック体制を強化した。

8 県立安西高等学校（監査年月日：令和元年7月31日）

令和元年度 監査結果（改善を求める事項）

【学校諸費の管理状況について】

次の学校諸費会計について、不適正な会計処理が原因で不足額が生じていた。その後、適切な措置をとることなく長期間放置している状態が継続しているため、早期に清算するよう努める必要がある。

学校諸費会計名	平成24年度入学生積立金会計 平成25年度入学生積立金会計
---------	----------------------------------

措 置 の 内 容

【原因】

生徒から徴収した積立金（教材費など）については、学年ごとに管理していたが、当時は原級留置となる生徒が多く、未納が多いことから会計が複雑となり、会計担当者が不慣れであったため、原級留置に伴う学年ごとの会計間移動を失念していたものがあった。しかし、平成23年度入学生以前の会計では、原級留置の生徒の残高が含まれていることに気づかず、残高を人数割りし卒業時に返金していた。このため、少額ずつ過剰に返金しており、回収が困難になっていた。

このため、当該諸費会計において、支払いのための残高が不足し、同窓会入会金が未払いとなっていた。

【措置内容】

同窓会に状況を説明・謝罪をし、了解を得て、口座残高を同窓会に入金することで会計を清算し、口座を解約した。

今後の防止策として、積立金は入学時一括徴収とし、毎月の確認時に事務長が、出納簿、口座残高、個人別管理表を確認し、誤りがないか点検し、その都度修正している。また、出納簿・個人管理表は、校内サーバーの共有フォルダに保存し、本校職員全員が随時確認できるようにしている。

9 県立広島商業高等学校 (監査年月日：令和元年5月23日)

令和元年度 監査結果 (改善を求める事項)	
<p>【アプリケーション・ソフト導入用プリペイドカードの取り扱いについて】 平成 23 年度にプリペイドカード 314 枚を購入し、使用されないまま保管していたため、平成 26 年度の定例監査において、有効活用策の検討を要請したが、現在もそのまま保管されている。換金性のあるカードの保管にはリスクがあるため、今後の使用見込みを勘案の上、本庁と協議して、早急に取扱を決定する必要がある。</p>	
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 アプリケーション・ソフト導入用プリペイドカード（以下「iTunes カード」という。）については、平成 23 年度に高校教育指導課から翌年度のタブレット端末（以下「iPad 等」という。）の整備を前提に iTunes カード 314 枚（額面総額 471,000 円）の購入を指示され、購入整備を行った。その後、予定されていた iPad 等の整備は行われなかったため、iTunes カードを使用できない状況となった。 平成 26 年度実施の定例監査での改善指導を受け、iPad 等を導入している特別支援学校等での活用について照会を行ったが、いずれも iPad 等本体を直接ネットワークに接続しておらず、iTunes カードを使用することができないとの回答であった。また、平成 29・30 年度に本校が ICT 活用モデル校の指定を受け、iPad の整備が行われたことを受けて、学校経営支援課情報化推進係に iTunes カードを使用しているソフト等の購入ができないか確認を行ったが、iPad へのソフトのダウンロード等については MacBook パソコンを通じての一括ダウンロードしかできないため、iTunes カードは使用できない旨の回答があり、有効な活用方法が見つからない状況となっていた。</p>	
<p>【措置内容】 高校教育指導課と協議の結果、iTunes カード 314 枚全てを高校教育指導課に令和元年8月22日付けで所管換え手続きを行い、高校教育指導課において他の県立学校での有効活用を図ることとなった。</p>	

10 県立尾道特別支援学校 (監査年月日：令和元年7月31日)

令和元年度 監査結果 (指摘事項)			
<p>【フロン類を使用した機器の点検について】 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが、業務用空調機器について、簡易点検を実施しておらず、記録簿も作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>			
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 15%;">根 拠</td> <td>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 16 条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成 26 年経・環告示第 13 号）</td> </tr> </table>	根 拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 16 条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成 26 年経・環告示第 13 号）	
根 拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 16 条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成 26 年経・環告示第 13 号）		
措 置 の 内 容			
<p>【原因】 当該法律への理解が不十分であったため、第一種特定製品の簡易点検及び記録簿の作成を失念していた。</p>			
<p>【措置内容】 関係通知等を再度確認し、これまで簡易点検されていなかった対象機器の簡易点検を実施して記録簿を作成し、台帳に綴って保存した。また、関係通知等を整理して、その内容を所属内で共有し、点検漏れを防ぎつつ、適切に引き継ぎが行われるようにする。</p>			

11 県立西条特別支援学校 (監査年月日：令和元年7月31日)

令和元年度 監査結果 (指摘事項)			
<p>【ア 委託契約における事務処理について】 次の委託契約において、西条特別支援学校の防火扉の数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1"> <tr> <td>契約名</td> <td>消防用設備等保守点検業務 (平成 29～31 年度)</td> </tr> </table>		契約名	消防用設備等保守点検業務 (平成 29～31 年度)
契約名	消防用設備等保守点検業務 (平成 29～31 年度)		
措置の内容			
<p>【原因】 防火扉の設計図面の確認及び現地確認を怠ったため、消防用設備等保守点検業務契約の特記仕様書に添付の消防用設備等一覧表に誤った記載をして契約を締結した。</p> <p>【措置内容】 防火扉の設計図面の確認と現地確認を行い、消防用設備等一覧表を訂正し、契約変更を行った。 今後は、特記仕様書作成前に必ず、防火扉の位置、数量等を設計図面と照合しながら現地確認を行い、設計図面が正しいことを確認した上で、特記仕様書を作成する。</p>			

令和元年度 監査結果 (指摘事項)			
<p>【イ 通勤届の確認について】 次の通勤届の確認において、(ア)及び(イ)のとおり不適正な事務処理が行われていた。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(ア) 自動車の駐車場の利用について 交通機関等と交通の用具を併用している職員のうち、自動車の駐車場を利用している者について、駐車場に係る領収書等の写しを提出させていないものがあつた。</p> <table border="1"> <tr> <td>根拠</td> <td>職員の通勤手当に関する規則 第8条の5 通勤手当認定要領 (広島県教育委員会) 第2</td> </tr> </table>		根拠	職員の通勤手当に関する規則 第8条の5 通勤手当認定要領 (広島県教育委員会) 第2
根拠	職員の通勤手当に関する規則 第8条の5 通勤手当認定要領 (広島県教育委員会) 第2		
措置の内容			
<p>【原因】 通勤手当認定要領に基づく通勤届に必要な添付書類の確認ができていなかった。</p> <p>【措置内容】 自動車の駐車場を利用している職員から、速やかに駐車場に係る領収書の写しを提出させ、届出のとおり駐車料金を負担していることを確認した。 今後は、交通機関等と交通の用具を併用し、自動車の駐車場を利用する場合の通勤の届出及び認定においては、認定要領に基づく必要書類及び必要事項の確実な提出・確認について、周知徹底することとした。</p>			

令和元年度 監査結果（指摘事項）

（イ）有料道路の利用について

有料道路を利用して通勤する職員がE T Cサービスを利用する場合の通勤届の確認において、通勤に利用するE T Cカードの名義人及びカード番号を確認していないものがあった。

根拠

通勤手当認定要領（広島県教育委員会）第2

措置の内容

【原因】

通勤手当認定要領及び「E T Cサービス利用者の取扱い」に基づく通勤届に必要な添付書類の確認ができていなかった。

【措置内容】

E T Cサービスを利用している職員から、速やかにE T Cカードの写しを提出させ、E T Cカードの名義人及びカード番号を確認した。

今後は、E T Cサービスを利用する場合の通勤の届出及び認定においては、認定要領及び「E T Cサービス利用者の取扱い」に基づく必要書類及び必要事項の確実な提出・確認について、周知徹底することとした。

【公安委員会】

1 広島東警察署（監査年月日：令和元年8月22日）

令和元年度 監査結果（指摘事項）

【委託契約における事務処理について】

次の委託契約において、消防用設備の種類と数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。

契約名

消防用設備等保守点検業務（平成30年度、令和元年度）

措置の内容

【原因】

新築の庁舎であったことから、特記仕様書の作成に当たり、完成図面を基に消防用設備等の種類の洗い出し及び数量の積み上げを実施したが、実務担当者の設備に関する知識不足と第三者による確認が不十分だったため、誤った特記仕様書を作成したものである。

【措置内容】

本件庁舎における消防用設備の点検対象器具等について、複数人で再度確認を行うとともに、契約業者にも確認を依頼し、正しい種類及び数量の把握を行った。また、契約の見直し時には、複数人において、積算書と特記仕様書を相互チェックする体制を整えた。

令和元年度 監査結果（改善を求める事項）

【長期未納（滞納繰越分）について】

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）があり、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあつた。債務者の状況を把握し、催告を行うなどの徴収促進に努める必要がある。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成 26 年 5 月]
産業廃棄物処分業務委託契約解除に伴う委託料返還金	1 人 7,644 円	0 円
産業廃棄物処分業務委託契約解除に伴う違約金	1 人 1,365 円	0 円

措 置 の 内 容

区 分	未納額 (令和 2 年 8 月 末)	全額納入額 (令和 2 年 8 月 末)	部分納入額 (令和 2 年 8 月 末)	不納欠損処分額 (令和 2 年 8 月 末)
産業廃棄物処分業務委託契約解除に伴う委託料返還金	1 人 7,644 円	0 人 0 円	0 人 0 円	0 人 0 円
産業廃棄物処分業務委託契約解除に伴う違約金	1 人 1,365 円	0 人 0 円	0 人 0 円	0 人 0 円

- 令和元年 9 月に産業廃棄物処分委託業者（以下「委託会社」という。）に催告を実施するとともに、委託会社の法人登記事項証明書及び不動産登記事項証明書を取得し、保有財産の調査を実施した（※調査の結果、差押えできる財産は存在しない。）。
- また、同年同月、委託会社の本社等の住所地を現地訪問し、営業実態の調査を実施した（※調査の結果、委託会社が営業を継続している状況は見られない。）。
- 委託会社から債務の返済がされないため、令和元年 12 月に再度催告を実施した。
- 令和 2 年 2 月に委託会社の代表取締役へ電話で弁済の意思等に関する聴き取りを実施し、弁済能力がないこと、会社の再開予定がないことを確認した。
- 令和 2 年 7 月に委託会社の法人登記事項証明書及び不動産登記事項証明書を再度取得し、令和元年 9 月の状況と変化がないことを確認した。

以上のことから、同社は破綻状態で、将来事業を再開する見込みはなく、換価可能な資産・財産が存在しないことが確認されたため、今後徴収見込みのない債権について、権利放棄の手続を行うこととしている。

2 福山東警察署 (監査年月日：平成 31 年 4 月 23 日)

令和元年度 監査結果 (指摘事項)	
<p>【工事請負契約における事務処理について】 次の工事請負契約において、路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）に定める基準を満たしていない工事があった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
契約名	福山市引野町 2 丁目ほか路側式道路標識設置工事 平成 30 年度
根拠	路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）
措置の内容	
<p>【原因】 本件工事については、当初、コンクリート基礎で設計し発注していたところ、道路構造から設計書どおりの基礎の設置が困難であることが判明したため、施工業者との工事打合せにより削孔基礎へ変更したものであるが、その際、工事担当者の知識不足により、路側式道路標識工事仕様書に定められていない支柱規格と基礎規格での施工を指示したものの。</p> <p>【措置内容】 再発防止のため、監督員及び検査員は、工事仕様書及び関係法令等に基づいた事務処理について再確認するとともに、警察本部主管課の指導を受け、適正な施工管理に関する理解の徹底を図った。 なお、本件工事の是正に関しては、最新の工事仕様書に基づき、令和 2 年 10 月から施工を開始し、令和 3 年 2 月に完了予定である。 今後は、警察本部主管課と緊密に連携をとり、適切な施工管理に努める。</p>	

3 三原警察署 (監査年月日：令和元年 5 月 8 日)

令和元年度 監査結果 (改善を求める事項)				
<p>【長期未納（滞納繰越分）について】 次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）があり、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあった。債務者の状況を把握し、催告を行うなどの徴収促進に努める必要がある。</p>				
区分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成 26 年 5 月]		
損害賠償金	1 件 249,254 円	0 円		
措置の内容				
区分	未納額 (令和 2 年 8 月末)	全額納入額 (令和 2 年 8 月末)	部分納入額 (令和 2 年 8 月末)	不納欠損処分額 (令和 2 年 8 月末)
損害賠償金	1 人 209,254 円	0 人 0 人	1 人 40,000 円	0 人 0 円
<p>措置として、令和元年 5 月から令和 2 年 6 月までに、債務者本人に対し、電話連絡、督促状の送付、生活状況や今後の返済計画等に関する面談等を適宜実施し、令和元年 12 月と令和 2 年 4 月にそれぞれ 2 万円ずつ未収金の一部を徴収している。</p> <p>残債についても、債務者本人が分割で納付する意思を示していることから、今後も適正な債権管理を行うとともに、早期回収に向けた努力を継続していく。</p>				